

内部被ばくの線量管理方法

○ 適用の範囲

このガイドラインは、計画被ばく状況における放射線業務従事者に内部被ばくの可能性がある場合の線量管理に適用する。

○ 判断規準

線量管理に責任を有する者（事業主、放射線取扱主任者等）は、線量限度を遵守するとともに、放射線業務従事者の内部被ばくによる実効線量が記録レベル、調査レベル、介入レベルを超えた場合、レベルに応じて下記の措置を講じる。なお、記録レベルは1mSvから2mSv程度の範囲で事業所毎に設定し、調査レベルについては、事業所毎に作業環境に応じて自主的に値を設定する。介入レベルについては、医師と相談の上、事業所毎に放射性物質を体外へ排出する等の救済措置を講じるべき値を設定する。

（1）記録レベルを超えた場合

内部被ばく線量を個人の線量として記録し、保存する。

（2）調査レベルを超えた場合

作業環境の調査や従事者の作業手順の確認等によるその被ばくの原因調査や内部被ばく線量の精密な評価をすることによってその線量測定の結果の妥当性を検証し、作業環境や手順の改善を図る。なお、作業環境の改善には、産業医や医師等の意見を取り入れることが望ましい。

（3）介入レベルを超えた場合

産業医や緊急被ばく医療機関として指定されている医療機関などの診断の下、医学的監視、必要な保健指導および放射性物質を体外へ排出させるための措置を適切に実施する。

当該作業者の内部被ばく線量に基づき、外部被ばく線量を含めた実効線量を評価したうえで実効線量限度を超えた場合は、健康診断を受診させる